果樹経営支援対策事業及び果樹未収益期間支援事業の申請を検討している方へ

「果樹経営支援対策事業」と「果樹未収益期間支援事業」は公益財団法人 中央果実協会が実施 している、果樹を生産している皆さんを支援する事業です。

小田原市産地協議会では、平成 28 年 7 月に独自に『小田原市果樹産地構造改革計画』を策定しています。この計画を実現させ、果樹農業を促進していくことが事業の目的となっています。

◎支援を受けるための前提条件

- ○「小田原市人・農地プラン登載者、または登載予定者」であること もしくは、「認定農業者」、「認定新規就農者」のいずれかであること
 - ※「人・農地プラン」への登載希望は随時受け付けております。
- ○「次の対象品目の新植」もしくは「次の対象品目への改植」を行うこと
 - … ① 温州みかん

【主な品種】極早生:日南の姫、ゆら早生、大分早生等

早生:宮川早生、田口早生等

普通:大津四号、青島温州、石地、寿太郎、佐世保温州等

②その他柑橘

【主な品種】湘南ゴールド、ポンカン、はるか、はるみ、甘夏、カラマンダリン、 伊予柑、せとか、あまか、スルガエレガント、日向夏、南津海、たまみ、 バレンシアオレンジ、不知火、清見、セミノール等

③レモン、④梅、⑤キウイフルーツ、⑥オリーブ

- ○補助金に関わる収入・支出に関する帳簿、証拠書類を事業終了後5年間整備保管すること
- ○新植もしくは改植後、8年間はそのまま営農を継続すること

◎2つの補助事業

詳細については公益財団法人中央果実協会のホームページをご確認ください。

- ○「果樹経営支援対策事業」の主な例
 - <mark>↑・優良品目、品種への改植(おおむね 2a 以上/1 箇所の面積が必要)</mark>
 - a. 柑橘類の果樹からの改植 補助率:230円/㎡(定額) ※㎡未満切捨
 - b. 柑橘類以外からの改植 補助率: 170円/m²(定額) ※m²未満切捨
 - c. 上記以外の改植 補助率:1/2以内(定率)
 - ・小規模園地整備、特認事項(おおむね 10a 以上/1 箇所の面積が必要)
 - a. 園内道の整備、傾斜の緩和、土壌土層改良等 補助率:1/2以内(定率)
 - b. 暴風ネット等の設置、新植 補助率: 1/2 以内(定率)
- ○「果樹未収益期間支援事業」
 - ・担い手(農家)ごとに2a以上を同一年度内に改植した場合に対象
 - (55円/㎡)×(改植の翌年から最大4年分)=最大220円/㎡(定額)※未収益の期間のみが対象となります。

同時申請可

小田原市果樹産地協議会: 平成 28 年 11 月作成

大まかなスケジュールについて

○申請~交付までの流れ

募集時期(年3回程度実施)に取組計画を提出

↓県・全農において審査

計画の認定

 \downarrow

補助金の交付申請

↓県・全農において審査

補助金の交付決定

 \downarrow

申請した事業の実施

※事業(改植、新植等)は2年度以内に完了させる必要があります。

 \downarrow

状況報告(随時)

※毎年度末に状況報告をする必要があります

↓事業終了後

実績報告

↓県・全農において金額の確認

補助金の交付

小田原市で農業に従事している方で、当事業の申請にご興味がある方は、事業に着手する前に、 小田原市産地協議会事務局(小田原市農政課)までご相談ください。

※計画提出~交付決定まで 約2ヶ月半かかります ※計画や交付申請がそのまま 認められるとは限りません ※事業に着手できるのは 補助金の交付決定後になります